

子育て世帯定住宅地購入支援事業 Q&A

1. 質問 取得する土地や住宅が他人名義でも対象となりますか。

回答 対象になりません。申請者が土地及び住宅の所有者となることが条件です。

2. 質問 雲南市の土地開発公社が販売している宅地は対象となりますか。

回答 雲南市や市土地開発公社、県住宅供給公社が所有する宅地は対象外です。民間売買により宅地を購入される場合が対象となります。ただし、一度誰かが家を建て、その次の人が新たに宅地を購入する場合は、当初の官地から宅地への地目変更または公社が造成した宅地の目的を達していると考えられるため、対象とします。

3. 質問 建売住宅を購入した場合は対象となりますか。

回答 土地及び住宅を取得した場合は対象となります。ただし、補助対象事業費は、土地購入分のみとなります。

4. 質問 中古住宅を購入した場合は対象となりますか。

回答 土地及び住宅を取得した場合は対象となります。ただし、補助対象事業費は、土地購入分のみとなります。

5. 質問 賃貸住宅の土地を取得した場合は対象となりますか。

回答 賃貸、販売等営利を目的とする場合は対象となりません。

6. 質問 土地のみを購入した場合は対象となりますか。

回答 対象になりません。実績報告書提出後、2年以内に自らが居住する住宅を取得することが条件となります。

7. 質問 実績報告書提出日以降、2年以内に住宅の建築が出来なかった場合はどうなりますか。

回答 補助金を市に返還しなければなりません。

8. 質問 店舗との併用住宅は対象となりますか

回答 居住部分の面積が延床面積の1/2以上で台所、便所、浴室及び居室を備えているものは対象となります。また、居住部分の床面積は60平方メートル以上であることが条件となります。

9. 質問 宅地造成費用は対象となりますか。

回答 宅地が都市計画区域外の場合には対象となります。

10. 質問 領収書と同等と認められる書類とは何ですか。

回答 代表例として銀行の振込内容が把握でき、金融機関の受理印がある振込用紙の写しが上げられます。ただし、補助金額と振込金額が一致していない場合や、振込用紙上で、支払先又は支払者が、補助金申請書類に記載のある売主又は買主と一致していない場合等は、改めて領収書の写しの提出を求め場合があります。

11. 質問 16歳未満の子供がいれば、夫婦でなくとも対象となりますか。

回答 対象となります。

12. 質問 中古物件の場合、契約書に売買代金内訳が無い場合対象となりますか。

回答 別記で構いませんので、土地と建物の内訳が証明できるものの提出が必要です。

13. 質問 農地は対象となりますか。

回答 宅地への地目変更がなされていれば対象となりますので、実績報告の際に土地の全部事項証明書を提出してください。なお、交付申請書提出の際に、農地転用許可証の写しを添付してください。